

戦後における建設省の所掌業務とその背景

AFFAIRS UNDER THE JURISDICTION OF THE MINISTRY OF CONSTRUCTION AND ITS BACKGROUND AFTER WORLD WAR 2

都市系専攻 島拓央

官庁営繕組織は官庁営繕費の増大に伴って、1960年前後に大きく変化する。本研究では、戦後における官庁営繕組織特に建設省営繕局の設計外注、標準設計、営繕計画書に対する意見書等の業務の変化の背景にある思想とそれらの関係についての分析を行い、建設省営繕局の組織を変容させた原因を明らかにした。さらに、営繕局の思想と建設省全体の思想との関係について考察することで、建設省の変遷における営繕局の変容の位置づけを行った。

The building-and-repairs organization varied greatly in texture with growing in cost in around 1960. In this study, we analyze underlying thoughts and their relationships for changes in operation about outside supplier, design standard, the opinion about plan of building and repairs, of the building and repairs organization, especially Public Buildings Service in the Ministry of Construction. We found the cause of which change Public Buildings Service in texture. And we look squarely at the relationship between thought of Public Buildings Service and the Ministry of Construction. Consequently, we place the change of Public Buildings Service in transition of the Ministry of Construction.

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

1950年代後半になると、公共建築の合同化、不燃化が推進されたことや、戦後に応急的に建てられた庁舎の老朽化が起こったため、建築需要が高まり、官庁営繕の工事量が50年代前半の数倍に膨れ上がった。このような状況の中で、国の営繕に関する基本法である「官庁営繕法」は1956年にその一部が改正され、その名称も「官公庁施設等の建設に関する法律」と改められることとなった。一方で、国の経済成長に伴い、建築産業が活発になり、社会の変化や技術革新と相まって、大規模化、大量化といった建築の近代化が起こった。このようにして、建築を取り巻く環境は大きな変貌を遂げた。そういった時代の変化に対応するため、官庁営繕組織はその性格を大きく変化させることとなった。そこで考えられていたのは、建築単体の設計に関する内容から、外部の組織との協同体制までに及ぶ。官庁営繕組織の中でも建設省営繕局は大規模な組織であり、当時の戦後建築行政の中心である。それと同時に官の組織であるという特殊性を備えている。このような性格を持った建設省営繕局の思想を見ることによって、民間設計事務所からは見えてこない、建築創造の考えの一端が見えてくるのではないかと。

これまで、戦後の官庁営繕組織に関して、機構の変遷とその思想について書かれたものはあるが、断片的な思想の考察にとどまっており、それらの関係性について十分に研究したものはない。本研究では、戦後1956年から1966年における官庁営繕組織の所掌業務の変化の背景にあるいくつかの思想とその関係についての分析を行い、組織を変容させた原因を明らかにする。さらに、営繕局の思想と建設省全体の思想との関係について考察することで、建設省の変遷における営繕局の変容の位置づけを行う。

1.2 本研究の位置づけ

戦後の建設省営繕局は、戦後建築行政の中心であるにも関わらず、その変遷や思想を扱ったものは少ない。『物語・建設省営繕史の群像』¹では、建設院設置から営繕局の終焉までの期間、建設省営繕局内部の人々の動きを物語として描いている。物語として描いているという特徴から、歴史や思想は断片的にしか現れない。「雑誌「公共建築」に見る昭和30年代の営繕組織体制の変容とその思想」²では、昭和30年代の「公共建築」における官庁営繕組織の思想について概括的に触れているが、相互の関係については述べられていない。その他、建設省の歴史的事実について記したもの³はいくつか存在する。本研究では、官庁営繕組織の変遷の中

で随所に現れる思想を横断的に分析し、それらの関係性について研究を行う。

1.3 研究手法

本研究では、雑誌『公共建築』及び『建設月報』にある記述を主な資料として用いる。『公共建築』には、建設省営繕局の職員の言説が多く記載されており、建設省営繕局の思想を読み解く上で有効であると考えられる。また、誌上に記載される官庁営繕を生業とする人々の言説も重要である。同様に、建設省の思想を読み解く上で、建設省の職員の言説が多く記載されている『建設月報』を用いるのが最も有効であると考えられる。両誌には、それぞれ官庁営繕組織以外の人々、建設省以外の人々の言説も記載されているが、そこで扱われるテーマは、それぞれ営繕局、建設省に関連のあるものであるため、彼らの言説も当時の営繕局、建設省について考察する上で重要である。

また、事実関係を補足するものとして、建設省の省史を利用する。

2. 建設省、建設省営繕局の機構

2.1 建設省

建設省は1948年、内部部局に大臣官房と6つの局（総務局、河川局、道路局、都市局、建築局、特別建設局）を擁して設置された。いくつかの変遷を経て1952年には大臣官房と5局（計画局、河川局、道路局、住宅局、営繕局）という構成となった。1961年には各事業の総合的計画的推進を図るため計画局が新設され、従来の計画局に属していた総合計画課が新計画局に移り、従来の計画局は再び都市局となり再び6局となった。その後、1968年に営繕局が部に降格するまで、6局の構成は続く。以上、建設省設置から1960年代まで、建設省はこのような変遷をたどってきた。

建設省の各局の業務内容を概観すると、省内での業務の棲み分けについては、同じ事業を異なる局が相補的に取り組む場合がある一方で、二重行政の状態に陥っていると考えられる場合もあった。このように事業が複数の局をまたぐ状況が生まれたのは、機構が縦割りであることと、省の機構が時勢に対応できなくなったことに起因すると考えられる。

また、局の扱う主要な事業からやや外れた領域と考えられるものを業務として扱う例も見受けられた。これは、省が設立された後に課題として認識されるようになった事柄を、局の持つ業務と何らかの関連を付け、その局の業務として加えていった結果と言えるだろう。

2.2 建設省営繕局

建設省営繕局は1952年に管理局営繕部から局に昇格してから1968年に局が消滅するまで、管理課、営繕計画課、建築課⁴、設備課、監督課の構成をとる。各課

の業務内容を見る⁵と、管理課は一般的な事務系統の仕事を行うところであり、建築課、設備課、監督課は、民間設計事務所とほぼ同じ性質である。営繕計画課は、発注者と設計者の間に立って、建築的であるが設計以前の業務を担当し、営繕計画書に関する業務等、官庁特有の業務を有する特徴的な組織であることがわかった。

2.3 官庁営繕

法律に従って、官庁営繕の歴史を概観すると、その歴史を通して、営繕の統一ということが問題になっていることがわかる。1925年に全国の官庁営繕を統一することを目的として、大蔵省に営繕管財局が設置された。1930年には「営繕統一に関する閣議決定」がなされ、営繕の統一化が図られた。1951年には「官庁営繕法」が制定され、以降各省庁の官庁営繕に適用されるようになった。1956年、主に3つの目的⁶のもとに官庁営繕法の一部が改正され、「官公庁施設の建設等に関する法律」となった。徐々に統一の方向に進んでいるが、1963年の時点で営繕は依然として各省庁に分散しており、各省庁で独自に行われていた。そこでは、ビルディングタイプが同じ建築でも複数の異なる省庁で行われるという二重行政的な状況があった。その原因の一つとして機構が縦割りになっていることが考えられる。この状況は建設省内での二重行政の様子に類似している。

1960年前後は建設省営繕局の情勢が大きく変化する時期である。1960年に国民所得倍増計画が策定され、それに伴って国家予算も年々成長し、官庁営繕費も順調な伸びを示した。下図のように、官庁営繕法が改正される1956年から1966年に外注が初めて本格的に予算に計上されるまで営繕費は大きく上昇している⁷。

また、1963年に行われた国立競技場と国立京都国際会館の戦後の三大コンペのうちの二つの設計競技は、建築界に大きな影響を及ぼした。さらに、1964年の東京オリンピック開催に対する準備のため、1961年から総額145億円にのぼる競技施設、関連施設の建設が行われた⁸。

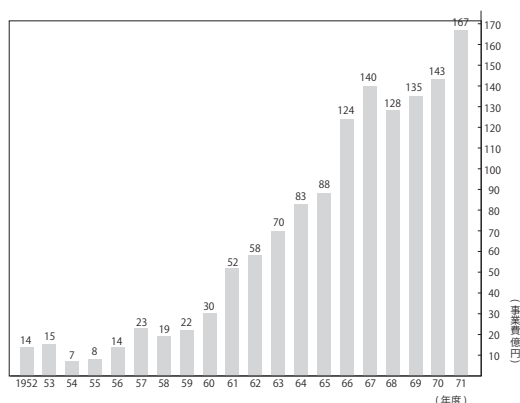


fig.1 官庁営繕事業費の推移⁹

3. 建設省営繕局における「企画」・「計画」

3.1 設計外注の概要

建築の分野において外注というと、建築の設計、監理を他の機関に外注することである。発注者と設計機構の業務の形態は4つに分類¹⁰できる。

- (1)建築設計機能を全然もたないもの
- (2)設計機構をもっているが原則として外注するもの
- (3)設計機構をもち且つ、原則として外注しないもの
- (4)設計機構をもちつつ、自己設計と外注を併せ行うもの

建設省営繕局は(4)に該当し、設計外注を考察する上で、問題になってくるのはこの形態である。

明治期においては営繕機構の整備がされていなかったため、外注により技術力を外部から導入することで、営繕を行ってきた。そして、営繕機構が整備充実するにつれ、次第に外注は減少し、遂には外注を行わずして営繕組織内で建築の営繕を消化できるようになったのである¹¹。

戦後 1950 年代末、官庁営繕組織は工事量の増加と人員の不足という現状に直面していた¹²。設計外注は、この問題に対応するために再び取り入れられることとなった。これはどちらかと言うと、消極的な理由であったと捉えられる。しかし、建設省営繕局でも同様に工事量の増加と人員の不足という問題を抱えながら、設計外注に踏み込めないうでいた。その理由は、外注先となる民間設計事務所の設計能力不足と、外注元と外注先の連携不足による、設計の質の低下を懸念したためである¹³。この問題を解決する手段として、標準化、規格化、部分詳細の統一等が検討されていた。

3.2 「企画」・「計画」する官庁営繕組織

1950 年代末は官庁営繕組織では設計外注に対して否定的な態度を示していた。しかし、外部の意見は異なり、官庁営繕組織は設計外注を進めるべきだという意見¹⁴が多くあった。それは、建築の設計・監理（デザイナー）と企画・計画（プランナー）を分けて、官庁営繕組織は「企画」・「計画」に専念し、設計・監理は民間設計事務所が行うという考えであった。官庁営繕組織の中でも、日本住宅公団では早くから「企画」・「計画」分野の強化の必要性を訴えている¹⁵。

1960 年代初頭になると、建築の企画・計画業務に対する注目度は強くなり、官庁営繕組織内でも外注を肯定する意見が増加する。外注に否定的な態度を示していた建設省の横山正彦も、外注を賛成する発言¹⁶をしている。そんな中、1962 年に国立競技場と国立京都国際会館の 2 つの設計競技が行われた。そこでのプランナーとしての成功が、官庁営繕組織をプランナーとして変容する方向に向かわせ、設計・監理の外注を推

し進めたのではないだろうか。

3.3 「企画」・「計画」と都市的な視点

設計・監理の外注を行い、「企画」・「計画」に専念することで得られる利点は、都市計画的な視点を持って建築を考えることができるということにあると捉えられている。また、そのような建築を都市計画的に考えることは、建築家にしかできないことだと考えられている¹⁷。さらに踏み込んで、「企画」に専念するのであれば、建設省内でも都市計画と営繕を分けるということをやめて、一緒になって仕事をするべきであるとも考えられていた¹⁸。

当時、公共建築のあり方について頻繁に議論されているが、その一つに公共建築は都市のコアであるべきだという考え¹⁹があった。建築が都市のコアを形成するためには、もちろん都市計画的に考えられなければならない。つまり、建築を都市計画的に考えることは、建築を広義の意味での公共建築²⁰として考えるということになるのではないか。そこで、官庁営繕組織が真の意味での公共建築を生み出していくための手段として、設計を外注しプランナーとして都市計画的視点を考慮しながら、建築を「企画」・「計画」するということが考えられていたのではないだろうか。また、そうすることによって、官公庁施設の建設等に関する法律で定めた一団地の官公庁施設計画の実行をより行いやすくてきたと考えられる。

3.4 「企画」・「計画」と予算

営繕部局は建築の「企画」を立案することはなく、立案者は営繕部局より上部機構の他の部局であるため、「企画」に対する予算はその他の部局がとることになる。そして、官公庁においては予算をより多くとったものがより大きな発言力をもつことになるので、営繕部局が大きな発言力を持つことができない。このような状況が当時の営繕局では嘆かれていた²¹。この状況を打破するために、官庁営繕組織の「企画」・「計画」の側面を強化していくことが考えられていた。

予算は建築のデザインにも影響する。予算の配分ができないために、建築的な計画を行う際にかかなりの制限を受けていた²²ことがわかる。また、予算の配分そのものがデザインであり、そのバランスを決めることが建築家の仕事であるという考え²³もあった。ここから、建築をつくるときに、予算の獲得・分配を行うことが非常に重要であると考えられていた事がわかる。

戦後における設計の外注の黎明期は、工事量の増加と人員の不足が原因であったが、その後設計の外注は官庁営繕組織の機構の問題と関係して考えられるようになった。官庁営繕組織は自身をプランナーとして変容させることで、予算を獲得・管理し、都市計画的な視点を持った真の意味での公共建築を生み出していく

ための手段として、設計・監理の外注が進められたということが明らかになった。

4. 建設省営繕局における「管理」

4.1 標準設計

標準設計は標準化の一種である。一口に標準化といっても何を標準化するのか、何を目的に行われ、どのような効果が期待できるのかそれぞれに違いがある。標準化を段階に従って以下のように分類²⁴する。

- (1) 設計の標準化
- (2) 建築部材の標準化
- (3) 構造体又は建築の部分の標準化
- (4) 建築物全体の標準化

(1)は設計の手間を除くことが目的である。それによりタイムセービングを可能にする。(2)は大量生産との相性が良く、大量生産を行った場合コストダウンを可能にする。(3)はプレファブリケーションへとつながるもので、その前段階である。(4)はすなわちプレファブリケーションである。

標準化は官庁営繕組織にだけ取り入れられたものではなく、民間の建築設計事務所でも同様に取り入れられたものである。

標準設計には多くの効果があり、それを取り入れる際の各組織での目的は様々である。1950年代末には、タイムセービング、コスト削減、設計の質の向上を主な目的として取り入れられた。次第に工事量の増加や人員の不足が問題になるにつれ、その中でもタイムセービングという面がより重要視されるようになっていった²⁵。また、標準設計を組織を超えて行うことによって、組織間の連携が取りやすくなり、外注をスムーズに行うことができるようになる。建設省内ではこのように考えられていた²⁶。標準設計は、設計外注との相性が非常に良く、官庁営繕組織がプランナーとして関わる際の有効な手段であるということが明らかになった。

標準設計を取り入れることの利点は他にも考えられている。それは、標準設計を取り入れ設計を一義的に決めておくことで、予算をある程度統一できるという考えである。予算を統一することで、営繕計画が立てやすくなるのである。1959年当時、建築の予算や規模に対する発言権のなさは官庁営繕組織内で嘆かれており²⁷、長期の営繕計画を立て、より良い建築をつくるためにも、標準化の推進が望まれている。

標準設計は1950年代末には、タイムセービング、コスト削減、設計の質の向上を主な目的として取り入れられたが、設計外注との相性は非常に良く、官庁営繕組織がプランナーとして関わる際の有効な手段であるということが明らかになった。標準化によって予算を

統一的に「管理」することができるようになり、プランナーとして「企画」・「計画」を行いやすくすることができると考えられていた。

4.2 営繕協会

営繕協会は1957年に任意団体として発足した。その後1968年に社団法人営繕協会となった。協会の目的は、営繕協会定款第1条によると「営繕に関する諸般の調査研究等を行うことにより建築技術の向上と官公庁施設の整備の促進を図ること」である。また、建設省営繕局と地方建設局との連携を図ることも営繕協会の目的の一つであった。

営繕協会は、予算を思い通りに動かせないことにより官庁営繕組織に企画力がまったくないことに対して、その現状を打破する可能性をもつものとして、組織を横につなごうとする動きに期待されていた²⁸。組織を横につなぐということは、官庁営繕組織の意見交換ということから始まり、ひいては営繕の統一的実施というところまで考えられるのではなからうか。また、営繕協会は営繕に関する情報、資料の収集、交換並びに提供を行い、「管理」機関として存在する。さらに、共通仕様書の刊行によって営繕を整備することでも営繕の統一にある一定の効果をもたらした。

4.3 営繕計画書に対する意見書

建設省は官庁営繕法に定められているように²⁹各省庁の営繕計画書のチェックを行い大蔵省に意見書を提出する。それにより、ある程度予算をコントロールすることができる。また、その準備として各施設の実態調査を行っている。そうすることによって、建設省内に資料が蓄積される。

各省庁の営繕計画書をチェックするにあたって、なんらかの基準がある方が望ましい。基準が確立していれば、営繕計画書のチェックもさることながら、各省庁の計画自体が統一化され合理的になる。そこで、まずは各省庁で最も関心の高い面積についての基準が設定される。そして、さらに進んで、モデル設計方式が1957年度の意見書で公表された³⁰。このようにして、建設省は官庁営繕の統一単価設定を実現した。これはいわゆる標準化の一種である。

営繕計画書に対する意見書の提出は官庁営繕法の制定時すなわち1951年から行われていた。しかし、1956年に同法改正により、一団地の官公庁施設の設置が定められ、1957年にモデル設計方式が公表されることによって、その予算を「管理」する効力は増すこととなった。そして、建設省は国の官庁営繕の資料を総括的に管理することができるようになった。しかし、これらの業務を遂行し予算を管理する上で問題がある。大蔵省管財局が既存の庁舎等の使用調整を行っているので、営繕局が施設の実態をより正確に把握するために

も、管財局との結び付きをより密接にする必要がある。そうすることによって、営繕局の「管理」をより強化することができる。

5. 「企画」・「計画」・「管理」を行う組織

5.1 建設省営繕局営繕計画課

建設省営繕局内で「企画」・「計画」・「管理」の業務を行う組織は、営繕計画課である。建設省営繕局は、「企画」・「計画」の強化と共に、その前段階である「管理」業務の強化を図ったのである。つまり、営繕計画課の強化である。そうすることで、省庁間を超えて予算を統括的に管理し、都市計画的な視点を持って「企画」・「計画」を行うプランナーとして建設業界に貢献することが望まれていたのである。

1960年には官庁建物実態調査も一応の集計が出た。営繕計画課は「管理」として官庁建物実態調査を行って得た資料を元に、「企画」・「計画」として長期営繕計画を立て、官公庁の整備、耐久化、不燃化さらには一団地の官公庁施設計画を推し進めることが期待されている。

設計外注に関しては、1965年に設計外注が初めて設計外注費として処理されたことがわかっている³¹。外注経費は、1965年は1,015万円であり、それ以降1970年まで毎年経費として30,000千円から50,000千円が計上され、100件前後の工事（工事費3,000百万円から5,000百万円）が実施されている³²。

5.2 東京都住宅局庁舎営繕部営繕企画課

東京都は1961年、住宅局庁舎営繕部に営繕企画課を新たに設けた³³。当時の営繕部では、今後、設計・監理の担当者を減らして、営繕企画課の人員を増やしたいという考えをもっていた。組織の変化は以下の通りである。

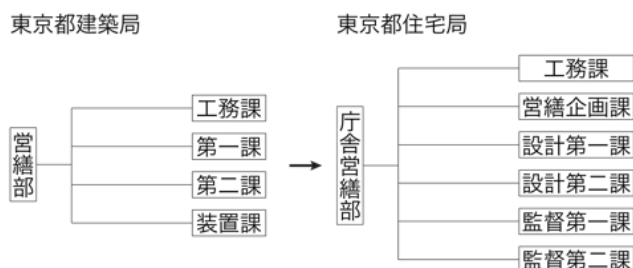


fig.2 東京都営繕組織の機構³⁴

5.3 郵政省建築部設計課標準設計班

郵政省では、従来的一般設計業務の中から研究調査、情報管理等の業務と、それに基づいた標準化の業務とを分離して、それらを扱う専門的な組織として本省建築部設計課内に標準設計班が設置された。そこは、資料を管理し、プランナーとして設計部門から独立した

「企画」の中核となることが望まれていた。

6. 建設省における「企画」・「計画」

6.1 「企画」・「計画」と総合的な視点

営繕局が「企画」・「計画」を行うプランナーへ変容しようと考えられていたのと同時期に、建設省全体でも組織の「企画」・「計画」の側面を強化しようという思想があった³⁵。そのために考えられていたことは、事業の実施を外注すること、各局の連携を高め総合的に計画することである。それらは、規模は異なるが、それぞれ営繕局における設計外注、営繕の統一の実施と本質的には同じ考えである。そして、営繕局で営繕の「企画」・「計画」を行うのは営繕計画課であり、建設省で「企画」・「計画」を行うのは計画局である。この計画局は1961年に各事業の総合的計画的推進を図るために新設された局である。すなわち、1960年前後に起こった建設省営繕局における変化は、建設省全体の思想の一部が現れたものであったと考えられる。

6.2 国土計画

耐火建築促進法は、都市の不燃化を促進することが目的であるが、それを達成すると同時に他の公共事業を行うための土地収用ができるという点が画期的である。建築の不燃化、道路の拡幅が同時に可能で、都市改造を行うということにつながるのである。つまり、ここには建築の不燃化だけを考えるのではなく、道路の拡幅だけを考えるのではなく、より大きな都市計画的な視点をもつことで、都市改造を行うことができるということである。

この考えは、官公庁建築の合同化、不燃化、一団地の官公庁施設の建設の思想に通ずるところがある。それは、建築の問題として行う計画であるが、都市計画的な視点で考えることによって、建築は真の意味での公共建築となることができ、そこは都市のコアとなる。このとき、さらに道路の問題、都市間の問題等も含めより広範な国土計画について考えることで、ひとつの建築の計画によって国土計画を行うことができるということになる。

7. 結論

戦後1956年から1966年において、建設省営繕局でしばしば議論の対象となっていた設計外注、設計競技、標準化、営繕計画書に対する意見書の業務は、その目的が類似したものもあるが、それぞれ異なる目的で導入された。しかし、改めてそれぞれの背景にある思想を読み解き、それらの関係について考察することによって、そこには営繕局の「企画」・「計画」・「管理」という側面が浮かび上がってくる。それらを一つにまとめると、プランナーと呼ぶことができる。営繕局のプ

ランナーへの変容は、「企画」・「計画」・「監理」に専念することで、予算を統一的に管理し、都市計画的な視点を持って建築をつくりたいということが原因で起こったことが明らかになった。そうすることによって、真の意味での公共建築と呼ぶにふさわしい建築をつくることを目指したのである。

さらに、営繕局の思想と建設省全体の思想との関係について考察することで、営繕局が「企画」・「計画」・「管理」する組織へと変容しようとしていた頃、建設省全体としても「企画」・「計画」・「管理」する組織へと変容し、計画局を中心とした、予算を管理し総合計画的な視点を持って事業を行う組織となることを目指していたことがわかった。つまり、1960年前後に起こった建設省営繕局における変化は、建設省全体の思想の一部が現れたものであったと考えられる。そして、総合計画的な視点を持って各局の行政を考えることで、各局の行政でありながらより大きな都市改造ひいては国土改造を行うことができるという考えが存在していたことが判明した。

以上のように、実務のみを行うのではなく、プランナーとして技術者でありながら「企画」・「計画」・「管理」を行うという建設省営繕局の形態は、官が民と完全に分かれて、経済政策のように関わるのではなく、経済に直接関与する国の機関として存在するという、官と民のあり方の一つの形態であると考えられる。また、営繕局の変容を見ることで、建築の設計以前の「企画」・「計画」・「管理」の重要性を見出すことができる。

¹ 田中孝『物語・建設省営繕史の群像』（全5巻）、日刊建設通信新社、1985年-1995年

² 立石龍寿「雑誌「公共建築」に見る昭和30年代の営繕組織体制の変容とその思想」、2013年

³ 建設省五十年史編集委員会編集『建設省五十年史』、建設広報協議会、1978年

横山正彦「変動期の官庁営繕」『公共建築』、第117-120号、1988年
鮎川幸雄「建設省の誕生」『建設月報』、第37巻第2-7号、1984年

⁴ 1952年の局設置当初は建築第一課と建築第二課に分かれていたが、1955年に統合され建築課となった。

⁵ 建設広報協議会編集『建設省十五年小史』、建設広報協議会、1963年

⁶ 3つの目的とは、建設省による官庁営繕の統一、一団地の官公庁施設の建設、官庁建物の合同化、不燃化の推進の3つである。

⁷ 建設省営繕局編集『s40官庁営繕』、統計印刷工業、1965年、p.10

⁸ 建設省営繕局編集『s30-39官庁営繕』、統計印刷工業、1964年、p.5

⁹ 図表の作成にあたり、建設省三十年史編集委員会『建設省三十年史』、建設広報協議会、1978年、参考図表p.52を参照。

¹⁰ 安田臣「官公庁営繕への未来像」『公共建築』、第21号、日刊建設通信社、1963年、p.20

¹¹ 山崎兌「官庁営繕現段階への一考察」『公共建築』、第21号、日刊建設通信社、1963年、p.19

¹² 東貞三「設計委託の問題点」『公共建築』、第14号、日刊建設通信社、1961年、p.30

¹³ 横山正彦「座談会・建築家の設計活動とその問題意識」『公共建築』、第7号、日刊建設通信社、1959年、p.61

¹⁴ 浜口隆一「座談会・組織の中のデザイン」『公共建築』、第6号、日刊建設通信社、1959年、p.48など。

¹⁵ 本城和彦「座談会・建築家の設計活動とその問題意識」『公共建築』、第7号、日刊建設通信社、1959年、p.61

¹⁶ 横山正彦「座談会・設計競技のありかたをさぐる」『公共建築』、第14号、日刊建設通信社、1961年、p.29

¹⁷ 村松貞次郎『現代建築をつくる人々-設計組織ルポ』、KK世界書院、1963年、p.264

¹⁸ 丹下健三「座談会・設計競技のありかたをさぐる」『公共建築』、第14号、日刊建設通信社、1961年、p.29

¹⁹ 川添登「土地の上に造る」『公共建築』、第1号、日刊建設通信社、1958年、p.26

²⁰ 狭義の意味での国又は地方公共団体の支弁にかかる建築に対し、公共性を有する建築という意味。

²¹ 安田臣「官公庁営繕への未来像」『公共建築』、第21号、日刊建設通信社、1963年、p.21

²² 横山正彦「座談会・設計競技のありかたをさぐる」『公共建築』、第14号、日刊建設通信社、1961年、p.28

²³ 丹下健三「座談会・設計競技のありかたをさぐる」『公共建築』、第14号、日刊建設通信社、1961年、p.28

²⁴ 松谷蒼一郎「公共建築の標準化について」『公共建築』、第26・27号、日刊建設通信社、1964年、p.37

²⁵ 「座談会・標準化の目指す方向」『公共建築』、第26・27号、日刊建設通信社、1964年、p.16-24による。

²⁶ 横山正彦「座談会・標準化の目指す方向」『公共建築』、第26・27号、日刊建設通信社、1964年、p.24

²⁷ 「シンポジウム・公共建築の基準化をめぐる」『公共建築』、第5号、日刊建設通信社、1959年、p.77に掲載された、郵政省、電々公社、東京都及び建設省の若手建築設計者によって行われたシンポジウムをまとめたものによる。

²⁸ 角田栄「建築設計・官庁-主として建設省の場合」『建築雑誌』、建築年報64、日本建築学会、1964年、p.82

²⁹ 官庁営繕法（1951年6月1日）、第9条

³⁰ 田中孝『物語・建設省営繕史の群像 中』、日刊建設通信新社、1986年、p.76

³¹ 建設省営繕局『官庁営繕』、昭和40年度版、統計印刷工業、1965年

³² 建設省営繕局『官庁営繕』、昭和40-45年度版、統計印刷工業、1965-1970年

³³ 長谷川大「座談会・設計組織のありかたをさぐる」『公共建築』、第14号、日刊建設通信社、1961年、p.29

³⁴ 図表の作成にあたり、東京都建築局営繕部「職場から」『公共建築』、第9号、日刊建設通信社、1960年、p.82、浜口隆一『現代建築をつくる人々-設計組織ルポ』、KK世界書院、1963年、p.93を参考にした。

³⁵ 柴田達夫「歴代事務次官による座談会・建設省15年の歩みと今後の課題」『建設月報』、第16巻第6号、建設大臣官房広報室、1963年、p.16

討議

討議 [宮本教授]

地味なことを地道に調べていることは分かったが、アカデミックな視点から独自の意見はないのか。

回答

技術者として実務のみを行うという組織ではなく、プランナーとして活動する組織へと変容することで、官と民が完全に分かれて経済政策のように関わるのではなくて、経済に直接関与する国の機関として官と民のあり方の一つの形態がここにあるんじゃないかと思えます。

討議 [宮本教授]

それは独自に発見したことですか。調べたのなら、独自に発見したことが何かあるでしょう。仮説でも良いので。

回答

建築の計画を行うときに、予算が非常に重要で、予算によって建物の形態が決まってきたりするという意見がありました。

討議 [宮本教授]

僕もつくり手なんで、他の人の作ったものを見たりするとなんとなくその人の気持がわかったりするんですよ。標準設計と言いながら、調べていくと個性の変容したのが見えるとかそういう話はないのか。抵抗の後が見えるとかないのか。

回答

そういうところは見つかっていないです。

討議 [嘉名准教授]

関連して、官僚組織の言説をベースにしているので、なかなか個人の見解なのか組織の見解なのか、かなりわかりにくいと思うのですが、言説をベースにしている論文の割にはほとんど言説の抜き出しがなくて、それには理由があるのですか。つまり、非常に面白くない言説しかないということなのですか。それとも、宮本先生がおっしゃったような個人がにじみ出ているような、組織としては方向性が出ている話ではないけれど私はこう思うということが書かれているというものはなかったのですか。

回答

基本的に本文では言説の抜き出しから論を構成して

いるのですが、僕自身の捉え方としては雑誌上で発言している方々はかなり機関の中でも上部の人々で、それが組織全体の意見として、その意見に部下がついてくるというような形で進んでいくと考えるので、それが組織全体の意見として捉えています。

討議 [倉方准教授]

でも、やっぱり『公共建築』なんかはかなり個人の発言があるはず。『建設月報』はともかく。あとは、宮本先生がおっしゃったように、これは全然研究じゃない。修士論文に値しないと思うんですね。要するに、官の組織だということはそんなことは初めからわかっていること。例えば、プランナーになってどういうところが実現したのかということがあるわけです。例えば、松江の計画とかは安田臣が独立したアーキテクトになって、建設省の昔の同僚とか下の人がプランをやった。ただの役人じゃないのだから、そういうことについてとかないからには修士論文として認めてはいけないと思います。

回答

そうですね。それは自身でも感じているところはあります。

討議 [嘉名准教授]

役割分担が進んでいくので、それこそ外の人と一緒にうまくやるようなプロジェクトミーティングをし始めるとか、それからちょっと公共建築協会の前身の話とかが出てきましたけど、合同庁舎みたいなそれまでなかった庁舎の新しい形とかを考えたすとか、やっぱり新しいものをつくりだそうという動きはあるんですよ。それをなかなか役人というのは、そういうことを明確には言えない。自分の仕事は自分の仕事ですという立場なので、なかなか読み取るのは難しい素材だとは思いますが、やっぱり研究のベースのところまで思想ともし呼ぶのであれば、そういうところまで突っ込んで欲しかったなというのが会場の意見だと思います。何かトピック的にでもないですか。

回答

思いつかないです。

討議 [嘉名准教授]

主査の先生と相談して最終的な論文の修正なりに反映していただければと思います。